

<一般委託>

資源循環久里浜事務所機械警備業務委託(長期継続契約)仕様書

資源循環久里浜事務所機械警備業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、資源循環久里浜事務所、車庫及び駐車場の機械警備を行うものである。
2	履行期間	令和2年3月31日から令和7年2月28日
3	施行場所	横須賀市神明町2187番地 資源循環久里浜事務所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	警備業法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)警備業法
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市資源循環部資源循環久里浜事務所 046-836-4828

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和 元 年度	円	令和 2年 3月31日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和 2年 3月31日まで

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
機械警備業務	日	1		
機械警備業務	月	0		
合計金額				

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和 2年度	円	令和 2年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
令和 3年度	円	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
令和 4年度	円	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
令和 5年度	円	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
令和 6年度	円	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 2月28日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

予定数量総括表

案件名：資源循環久里浜事務所機械警備業務委託（長期継続契約）

履行期間：令和2年3月31日から令和7年2月28日まで

業務内容	単位	予定数量						計
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
機械警備業務	日	1	0	0	0	0	0	1
機械警備業務	月	0	12	12	12	12	11	59

※令和元年度は、令和2年3月31日から令和2年3月31日までである。

※令和2年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。

※令和3年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

※令和4年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

※令和5年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

※令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までである。

資源循環久里浜事務所機械警備業務委託契約条項

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、乙が受託する資源循環久里浜事務所機械警備業務委託について、契約書に定めるもののほか、本契約条項に従い、これを履行しなければならない。

(警備対象物件)

第2条 乙が、警備等を実施する物件は、資源循環久里浜事務所、車庫及び駐車場（以下「警備対象物件」という。）とする。

- 2 甲は、警備対象物件の改築または更新をしようとするときは、事前に乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、乙が業務実施上、警備対象物件に改善を要する箇所があると認め、甲が承認した時は当該箇所を遅延なく改善しなければならない。

(履行期間)

第3条 令和2年3月31日から令和7年2月28日まで

(警備時間)

第4条 警備対象時間は、甲が警備機器を作動させた時から解除させた時までとする。

- 2 警備対象となる基準の時間は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日
16:45 から翌朝8:00 まで
 - (2) 土曜日及び日曜日、年末年始（12月31日から1月3日まで）
終日

(警備機器)

第5条 乙は、業務を実施するにあたって、警備機器（防犯監視機器・火災監視機器）を乙の責任において設置する。

- 2 警備機器の設置場所については甲乙協議の上、確定するものとする。
- 3 警備機器の基本構成は別紙警備機器等仕様一覧のとおりとする。
- 4 警備機器は、乙の所有に属する。
- 5 乙は、警備機器について正常な機能を維持するために、適宜保守点検を行わなければならない。
- 6 甲は、第2条第2項により警備機器の移動または変更が必要となった場合には、この費用を負担しなければならない。
- 7 甲は、甲乙協議により新たに警備機器の付加が必要と認められた場合には、この設置費用を負担しなければならない。
- 8 甲は、警備機器の修復または交換を必要とする場合で、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、この費用を負担しなければならない。
- 9 甲は警備機器の取扱いについて、過誤のないよう日常注意するとともに故障または異常を発見したときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(警備機器の作動及び解除)

第6条 警備機器の作動及び解除の操作は甲が行う。

- 2 甲は、警備機器を作動させる前に警備対象物件について、出入口・窓の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガスの元栓、灰皿等の火気、その他を点検し、異常がないことを確認しなければならない。
- 3 甲は、正規の操作を行ったにもかかわらず、警備機器の作動または解除ができない場合は、直ちに乙に通知しなければならない。

(設備監視)

第7条 乙は、甲の所有する自動火災報知設備に乙が接続する移報用装置により、異常の有無の監視を終日行い、出動が必要と判断した場合は、直ちに警備員を出動させ、必要な事項を指示するものとする。

- 2 甲は、自動火災報知設備について、正常な機能を維持しなければならない。

(警備図面)

第8条 乙は、警備機器等の位置を表示した警備対象物件の警備図面を甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 前頁の規定は、警備機器の変更があったときも準用する。

(通信回線、その他費用)

第9条 乙の業務提供に際し警備対象物件内にある甲の加入電話回線を使用するに当たって必要な通信料金(警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む)は、甲が負担するものとする。

ただし、乙が別途に回線を設置する場合、通信料金及び設置に係る費用は乙が負担するものとする。

- 2 甲は、警備機器が信号送出する際、甲が使用中の回線が強制的に切断される場合があることを了承し、これにより発生した事態、損害について乙に責任がないことを確認するものとする。
- 3 警備機器の電気料金は、甲が負担するものとする。

(電話使用)

第10条 乙は、業務に必要な範囲において、警備対象物件内にある甲の電話を使用することができる。

(鍵の貸与)

第11条 甲は、乙の業務に必要な出入口の鍵(鍵として使用するカード等を含む。以下同じ)を、乙に貸与する。

- 2 乙は、警備機器の作動及び解除に必要な鍵を、甲に20本貸与する。
- 3 甲及び乙は、それぞれ貸与された鍵を、責任もって保管しなければならない。

(現金等の保管)

第12条 甲は、警備対象物件内での現金及び貴重品の保管を極力避け、やむを得ず保管する場合は可能な限り少額にとどめて金庫内に保管し、必ず施錠しなければならない。

(停電等の通知)

第 13 条 甲は、停電、電話回線の不通、警察・消防署からの通知、その他乙の業務に関係あると認められる事項については、その都度遅滞なく乙に通知しなければならない。

(緊急措置)

第 14 条 乙は警備機器、設備監視により警備対象物件の異常を発見したときは、直ちに異常の確認を行い、必要な措置を講じるとともに、警察署または消防署へ通報しなければならない。

2 甲は、災害防止その他特に必要があると認めたときは、乙に対して警備対象物件保全のために緊急の措置を講じるとともに、警察所または消防署へ通報しなければならない。

3 乙が、第 1 項及び前項の規定により措置を講じた場合において当該措置に要した費用のうち乙が委託代金の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(緊急連絡等)

第 15 条 乙は、前条第 1 項に規定する措置を講じた場合には、直ちに甲に連絡しなければならない。

2 甲は、前項に規定する連絡を受ける緊急連絡者については、甲乙協議により決定するものとする。

3 甲は、前項で規定した緊急連絡者の変更があったときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(業務報告)

第 16 条 乙は毎月の業務が完了したときは、所定の完了届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第 14 条第 1 項に規定する措置を講じた場合、そのほか業務にかかる事故が発生した場合には、状況を記載した報告書をその都度甲に提出しなければならない。

(業務の調査)

第 17 条 甲は、必要と認めるときは、業務の実施状況について乙に対して調査または報告を求めることができる。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、業務の遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、甲に対してその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙が業務の遂行にともない通常避けることができない理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、第 1 項及び第 3 項の規定による事故の損害が発生したときは、速やかに報告し、その事故を知った日から 14 日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

5 甲及び乙は、第 2 項に規定のほか、業務の遂行上第三者との間に紛争を生じた場合には、協力してその処理解決にあたらなければならない。

(賠償限度額)

第 19 条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について次項の賠償額を限度として、保険により甲に対してその損害を賠償するものとする。

- 2 前項の賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償、合せて 10 億円也とする。
- 3 甲は第 1 項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から 14 日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

(乙の免責)

第 20 条 乙は、次の各号に該当する甲の損害については賠償の責を負わない。

- (1) 天災その他不可抗力により生じた場合。
- (2) 警備機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回路の不良により送信が行われないう状態にあったため生じた場合。
- (3) 甲の責に帰すべき事由により、警備機器が正常に作動しなかったため生じた場合。

(業務の変更)

第 21 条 甲は、必要あると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更することができる。

- 2 甲は、天災その他の不可抗力により、乙が業務を行うことができないと認めるときは、業務の全部または一部を中止させなければならない。
- 3 甲及び乙は、第 1 項及び前項の規定により、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、履行期間もしくは委託代金の変更をしなければならない。

(解除に伴う措置)

第 22 条 乙は、契約が解除されたときは、機器等を遅滞なく撤去しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定にもかかわらず正当な理由なく一定の期間機器等を撤去しないときは、乙に変わってこれを撤去することができる。
- 3 甲は、横須賀市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第 36 条により契約が解除されたときは、前 2 項の撤去費用を負担しなければならない。
- 4 乙は、約款第 35 条により契約が解除されたときは、第 1 項又は第 2 項の撤去費用を負担しなければならない。
- 5 第 1 項に規定する乙の講じるべき期間、方法等については、契約の解除が約款第 35 条による場合のときは甲が定め、約款第 36 条による場合の時は甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡禁止)

第 23 条 乙はこの契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。

(委託代金の支払い)

第 24 条 乙は、毎月の業務が完了したときは、書面をもって委託代金の支払いを請求することができる。

- 2 警備機器の設置及び借上げに要する費用は、月々の支払に分割して含むものとする。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 26 条 乙は業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人情報保護条例（平成 5 年横須賀市条例第 4 号）第 14 条に規定する受託者の責務を遵守しなければならない。

(補則)

第 27 条 この契約について、甲乙間に紛争が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、契約規則（昭和 44 年横須賀市規則第 9 条）によるほか、その都度甲乙協議して定める。

警備機器等仕様一覧

警備機器等の仕様は下記のとおりとする。

この他、仕様書の機械警備を実施するために必要な機器等一式も配置すること。

1 警備対象物件 資源循環久里浜事務所

(1) 防犯監視機器

下記の表を参照して防犯監視機器の死角が少なくなるように設置すること。

警備対象物件	警備箇所	警備箇所への侵入者を感知する機器	警備箇所の扉の開閉を感知する機器
資源循環久里浜事務所 1階	カップ置場	設置	
	廊下	設置	
	更衣室	設置	
資源循環久里浜事務所 2階	所長室	設置	
	玄関	いずれかを設置	
	廊下	設置	
	主査・班長室	設置	
	事務室	設置	
	小会議室	設置	
	職員控室	設置	

(2) 火災監視機器

資源循環久里浜事務所既設の自動火災報知設備に移報用装置を接続し、監視を終日行うこと。

2 警備対象物件 車庫

(1) 防犯監視機器

下記の表を参照して車庫全周からの侵入者に対して防犯監視機器の死角が少なくなるように設置すること。

警備対象物件	警備箇所	警備箇所に接近する侵入者を感知する機器
車庫	車庫駐車車両	設置

3 警備対象物件 駐車場

(1) 防犯監視機器

下記の表を参照して駐車場の四方のうち、二方以上からの侵入者に対して防犯監視機器の死角が少なくなるように設置すること。

警備対象物件	警備箇所	警備箇所に接近する侵入者を感知する機器
駐車場	駐車場駐車車両	設置

4 防犯監視機器の作動及び解除を操作する機器

資源循環久里浜事務所、車庫及び駐車場に設置される防犯監視機器の作動及び解除を操作する機器は資源循環久里浜事務所 2階玄関（屋内）に設置すること。